

JAバンク・セーフティーネット

JAバンクは、「破綻未然防止システム」と「貯金保険制度」により「JAバンク・セーフティーネット」を構築し、組合員・利用者の皆さんに、より一層の「安心」をお届けしています。

**破綻未然
防止システム**
破綻未然防止のための
JAバンク独自の制度



貯金保険制度
貯金者の保護のための
公的な制度

身边で便利 JA店舗

本 店 TEL.048-521-6061
本店営業課 TEL.048-521-0878
成 宮 支 店 TEL.048-524-8686
佐 久 良 支 店 TEL.048-524-8690
山 王 三 戸 支 店 TEL.048-522-4564
奈 良 中 条 支 店 TEL.048-524-8734
別 府 玉 井 支 店 TEL.048-532-6307
妻 沼 西 支 店 TEL.048-588-1667
妻 沼 東 支 店 TEL.048-588-0049
江 南 支 店 TEL.048-536-1392
大 里 支 店 TEL.048-536-0518



組合員・利用者の皆さんに、
より一層の「便利」と「安心」
をお届けするための「JAバ
ンクシステム」に一体的に
取り組むJAバンク(JA・信
連・農林中金)では、各金融
店舗に、「JAバンク会員マ
ーク」を掲示しています。

2025ミニディスクロージャー誌 令和7年8月製作
JAくまがや（くまがや農業協同組合）企画管理部
〒360-0014 熊谷市箱田5丁目8番2号
TEL 048-521-6061（代表）
【JAホームページ】<https://ja-kumagaya.or.jp/>

信頼のネットワーク、JAバンク

JAくまがやの現況 ミニディスクロージャー誌

2025

令和6年4月1日～令和7年3月31日



JAくまがや

この資料は、当JAの経営内容の開示を行い、当JAの業務につきまして一層のご理解をいただきたく作成したものです。
今後とも皆さまの一層のご支援・ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

くまがや農業協同組合
代表理事組合長 吉田 公一

経営状況

令和6年度JAくまがやの経営状況は次のとおりです。

JAくまがやは、みなさまに安心してご利用いただけるよう、厳正かつ透明な決算を実施しています。

区分	R6.3月期	R7.3月期	増減額
事業総利益	2,523,674	2,536,113	12,439
信用事業総利益	1,202,939	1,134,096	△ 68,842
事業管理費	2,400,476	2,401,321	844
事業利益	123,197	134,792	11,594
経常利益	253,850	264,168	10,317
当期剰余金	202,689	194,602	△ 8,086

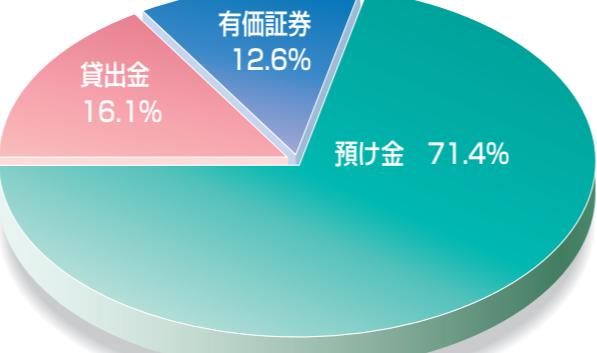
(単位：千円)

資金構成

皆さんに安心していただけるJAの資金構成です。

JAくまがやは、貸出金以外にも、預け金や有価証券で運用し、いつでも使える余裕資金を豊富に保有しております、資金繰りは安定しております。

R7.3月期のJAくまがやの運用資産構成



※貸出金については、貸付留保金を控除した数値としています。

自己資本比率

経営のバロメーター … 自己資本比率は充分です。

JAくまがやは、安定した経営を維持しています。

R7.3月期の自己資本の状況



○自己資本比率 = $\frac{\text{自己資本}}{\text{総資産(リスク・アセット) + オペレーションルリスク相当額の合計額を8\%で除して得た額}}$

○リスク・アセット 「資産のリスクに応じて算出した資産総額」

(単位：百万円、%)

	R6.3月期	R7.3月期
自己資本額	12,978	13,098
自己資本比率	15.33%	16.44%

※ 自己資本比率に応じた行政の指導内容

自己資本比率 行政指導内容

4%以上	経営体質が健全で問題がない。
4%未満	経営改善計画の作成・実施命令
2%未満	総資産の圧縮、新規業務の禁止等
0%未満	業務の一部・全部の停止命令

国内の金融機関（JA・信用金庫等）の自己資本比率の法定基準は、4%以上です。
但し海外で業務を行う金融機関は8%以上です。

不良債権

不良債権に対する備えは充分です。

JAくまがやは、経営の透明性を高め、その健全性と安全性をご理解いただくために、農協法及び金融再生法に基づく開示債権の状況を開示するとともに、不良債権に対する保全状況を開示いたします。
また、適切な資産査定を行い、不良債権に対する保全を行っています。

(単位：百万円、%)

債権区分と保全状況		R7.3月期
破産更生債権及びこれらに準する債権		61
危険債権		264
要管理債権		—
	三月以上延滞債権	—
	貸出条件緩和債権	—
小計(A)		326
保全状況	上記債権の担保・保証の額(B)	215
	上記債権に対する貸倒引当金の額(C)	75
	上記債権に対する保全率(B+C)/(A)	88.9%
正常債権		33,575
	合計	33,901

【用語の説明】

- **破産更生債権及びこれらに準する債権**…破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準する債権をいいます。
- **危険債権**…債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
- **要管理債権**…「三月以上延滞債権」と「貸出条件緩和債権」の合計額をいいます。
- **三月以上延滞債権**…元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準する債権及び危険債権に該当しないものをいいます。
- **貸出条件緩和債権**…債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準する債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。
- **正常債権**…債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

※ミニディスクロージャー誌に記載した金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。